

# 公 告 第 5 4 4 号

## 規程の改訂について

令和7年2月21日開催の第136回組合会において、以下のとおり「資格確認書管理規程」の改訂について議決・承認されましたので、組合格約第52条の規定により公告します。

### 記

#### 1. 「資格確認書管理規程」の改訂

新	旧
第1条～第2条 (略) (保管方法) 第3条 資格確認書の原紙は、 <b>キャビネット</b> に保管するものとする。 <b>(受入れ及び払出し)</b> <b>第4条 (削除)</b>	第1条～第2条 (略) (保管方法) 第3条 資格確認書の原紙は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。 (受入れ及び払出し) 第4条 資格確認書の原紙を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿 (別紙様式) へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。
第5条～8条 (略)	第5条～8条 (略)
附 則 この規程は、令和6年12月2日から施行する。 <b>この規程は、令和7年3月1日から施行する。</b>	附 則 この規程は、令和6年12月2日から施行する。

以上

令和7年2月26日

J-オイルミルズ健康保険組合

理事長 江洲 泰久

